

定率減税の縮減の内容等について

山口 昇 税理士

Q

私は新潟県内で建築板金業を営む個人事業主（六七歳）です。平成十七年度の税制改正で定率減税が縮減されると聞きましたが、その内容と、その縮減による私の所得税等の負担が具体的にどうなるのかを、お聞かせいただければ幸いです。

なお、平成十六年度の改正で平成十七年から老年者控除（五〇万円）もなくなると聞いておりますが、その点も含めてお願いいたします。

私の昨年（平成十六年）の所得税の確定申告の状況は、〈表1〉のとおりです。

定率減税とは

A

定率減税は、小淵内閣が景気対策として平成十一年度税制改正において、家計の税負担を軽減する目的で導入された恒久的な減税をいい、その内容は、算出された納税額を次のように減額するものです。

- ① 所得税
算出税額×二〇％（最高二五万円まで）
- ② 個人住民税（所得割）
算出税額×一五％（最高四万円まで）

定率減税の改正内容

もともと定率減税は、「①景気が回復す

るまで、②個人所得税を抜本的に見直すまで」という条件が付されて成立した減税でした。

先の政府税制調査会の答申では、①の景気については「現在の経済状況は平成十一年当時と比べ著しく好転している。…景気対策のための特例措置として導入された定率減税を見直し、中期的な観点に立つて持続可能な経済成長を目指すべき時期にきている」、②については「地方自治体に対する補助金を削減する代わりに国から地方に税源を移すために、所得税と住民税を抜本的に見直し、控除・税率なども含めて抜本的な改革をするので、特例措置を残すのは理屈に合わない」などと述べられていて、定率減税の廃止縮減の環境は整ったとの考えのようです。

そこで、平成十七年度の税制改正におい

〈表1〉平成16年分の所得税確定申告
(単位：千円)

収入金額	専業	20,000
	雑（公的年金）	2,200
所得金額	専業	5,200
	雑	800
	合計①	6,000
所得控除	社会保険料控除	120
	老年者控除	500
	基礎控除	380
	合計②	1,000
課税所得①－②		5,000
上記に対する税額③		670
定率減税額（③×20％）④		▲134
申告納税額（③－④）		536

て、〈表2〉のように減税を二分の一に縮減することとなりました。

なお、当初、定率減税は平成十七年、十八年の二年度で縮減、廃止する予定でしたが、景気回復を支える個人消費を冷え込ませる可能性がある等の理由から、平成十七年度の半減（平成十八年から）だけを決め、平成十八年度での廃止を明記しない「弾力的対応（景気を見極めての）」となったようです。

具体的なシミュレーション

今回の税制改正について、お尋ねのケース（平成十六年分所得税の確定申告）をもとに、平成十七年、十八年の所得税をシミュレーションすると、〈表3〉のとおりとなります。

〈表2〉 定率減税の縮減

	現行		改正後
所得税	所得税額の20%相当額 (20%相当額が25万円を超える場合は25万円)	半減	所得税額の10%相当額 (10%相当額が12.5万円を超える場合は12.5万円)
個人住民税	個人住民税所得割額の15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円)	半減	個人住民税所得割額の7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円)

※この改正は平成18年分以後の所得税及び平成18年分以後の個人住民税について適用。

定率減税縮減による所得税・個人住民税の年間負担額の変化(夫婦・子2人)			
給与収入	17年(度)分負担額	18年(度)分負担額	負担額の変化
300万円	7,600円	8,300円	700円
500万円	159,800円	177,400円	17,600円
700万円	377,000円	418,000円	41,000円

注) 1. 子のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
2. 給与所得者が1人の場合の負担額です。
3. 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

〔出所：財務省ホームページ〕

〈表3〉 所得税のシミュレーション

(単位：千円)

平成16年分の所得税確定申告書		平成17年分 所得税のシミュレーション	平成18年分 所得税のシミュレーション
収入金額	事業 20,000 雑(公的年金) 2,200	20,000 2,200	20,000 2,200
所得金額	事業 5,200 雑 800 合計① 6,000	5,200 1,000 (※1) 6,200	5,200 1,000 (※1) 6,200
所得控除	社会保険料控除 120 高齢者控除 500 基礎控除 380 合計② 1,000	120 — (※2) 380 500	120 — (※2) 380 500
課税所得①-②	5,000	5,700	5,700
上記に対する所得税額③	670	810	810
定率減税額 (③×20%)④	▲134	▲162 (③×20%)	▲81 (③×10%)
申告納税額 (③-④)	536	648	729

〈前提条件〉

- a. 事業所得の収入金額、所得金額は平成16年、17年、18年は同額と仮定
- b. 公的年金収入金額は平成16年、17年、18年は同額と仮定
- c. 社会保険料控除は平成16年、17年、18年は同額と仮定(個人住民税は省略)

※1) 公的年金控除の改正が平成17年分より適用 ※2) 高齢者控除の廃止が平成17年分より適用

●65歳以上の人の公的年金等控除額

	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
平成16年まで	260万円以下	140万円
	260万円超 460万円以下	年金収入×25% + 750,000円
	460万円超 820万円以下	年金収入×15% + 1,210,000円
	820万円超	年金収入×5% + 2,030,000円
平成17年以降	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	年金収入×25% + 375,000円
	410万円超 770万円以下	年金収入×15% + 785,000円
	770万円超	年金収入×5% + 1,555,000円

本年度の定率減税の縮減のみでなく、平成十六年度で改正(平成十七年から適用)の「高齢者控除五十万円の廃止」「公的年金等控除の見直し」等も税負担を増加させる要因となります。

したがって、今回のケースでは、五三万六〇〇〇円だった平成十六年分の所得税が平成十七年には六四万八〇〇〇円(十六年の一・二倍)、十八年には七二万九〇〇〇円(十六年の一・四倍)と、年々負担額が

増加することとなります。

基礎年金の国庫負担引き上げに必要な財源を確保するため、以前より批判の多かった世代間・高齢者間の不公平の是正のため、の老年者控除の廃止や、公的年金控除の六五歳以上の最低保障の引き下げ等により、六五歳以上の方にとっては、税負担が大幅にアップすることは避けられない状況となっています。